

7 事件の中長期における対応

犯罪被害者等が中長期的に抱える相談内容とそれに対応し得る代表的な支援や制度について記載します。

(注) 支援や制度によっては、細かい条件があり該当しない場合があります。

●=原則すべての人が対象となる支援 ★=対象要件がある支援

(1) 総合的相談

1-1 被害に遭い、どうしてよいのかわからない、どこに相談してよいのかわからない。多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

● 各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

- ・山形県（防災くらし安心部消費生活・地域安全課）(P67)
- ・各市町村の窓口担当業務課(P133)
- ・県警察本部犯罪被害者支援室(P127)
- ・各警察署の犯罪被害者支援担当係(P135)
- ・山形県弁護士会(P109)
- ・(公社) やまがた被害者支援センター(P100)
- ・法テラス山形(P108)

(2) 心身の不調

2-1 精神的につらい、体調が悪い

● 受診相談、悩み相談

心身の健康問題について聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先)

- ・保健所(P75)
- ・山形県精神保健福祉センター(P76)
- ・(公社) やまがた被害者支援センター(P100)
- ・県警察本部犯罪被害者支援室(P127)
- ・各警察署の犯罪被害者支援担当係(P135)

* 山形県内の医療機関については、「山形県医療機関情報ネットワーク」(<http://www.pref.yamagata.jp/medical-net/>) で検索できます。

2-2被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

● 自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先) (公社) やまがた被害者支援センター(P100)

2-3 児童生徒にカウンセリングをお願いしたい

● スクールカウンセラー活用事業

精神的に不安定な児童生徒を対象にカウンセリングを行います。

(連絡先) 山形県教育庁義務教育課(P83)

● スクールカウンセラー派遣事業

高度な専門知識及び経験を有する公認心理師・臨床心理士、精神科医等をスクールカウンセラーとして県立高等学校に派遣し、生徒の悩みに答え、教職員や保護者への助言・支援を行うことで学校におけるカウンセリング機能を高めることができます。

(連絡先) 山形県教育庁高校教育課(P84)

(3) 生活上の困難

① 仕事上の問題

3-1-1 職場で不合理な対応にあった

● 労働問題に関する相談

専門の相談員等が、解雇、労働条件、いじめ、嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先) 総合労働相談コーナー(P111、112、131)、労働基準監督署(P134)、山形県弁護士会(P109)、山形県雇用・産業人材育成課、各総合支庁地域産業経済課(P79) 法テラス山形(P108)

3-1-2 働かなければならないが、就職先が見つからない

● 就職や職業能力開発に関する相談

求職者のおかれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先) ハローワーク(公共職業安定所)(P134)

★ 公的職業訓練の実施

職業に必要な知識・技能を修得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク(公共職業安定所)(P134)

★ 求職者支援制度の活用

母子家庭の母等、雇用保険の失業給付が受けられないなど一定の要件を満たした場合で、公的職業訓練を受講している間に、一定額を支給します。

(連絡先)

ハローワーク（公共職業安定所）(P134)

★ ひとり親家庭就業・自立支援事業

ひとり親家庭就業・自立支援センター等において就業相談から就職支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業サービス等を支援します。

(連絡先) 市町村

3-1-3 資格を取得しスキルアップを図りたい

★ 高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の親が看護師等の就職の際に有利となる資格を取得するため、専門学校などの養成機関で6か月以上修業する場合に、生活費を支援するため定額を支給します。

(連絡先)

市にお住まいの方 ～ 市のひとり親福祉担当課

町村にお住まいの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁子ども家庭支援課

山形県子ども家庭支援課

★ 自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座及び同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭の親に対して支給します。教育訓練給付金の支給を受けられない方は、対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の6割の額（上限あり）、支給を受けることができる方は、受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の6割の額から教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

(連絡先)

市にお住まいの方 ～ 市のひとり親福祉担当課

町村にお住まいの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁子ども家庭支援課

山形県子ども家庭支援課

★ 高校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受講開始、修了及び合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。（上限15万円）

(連絡先)

市にお住まいの方 ～ 市のひとり親福祉担当課

町村にお住まいの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁子ども家庭支援課

山形県子ども家庭支援課

② 住居の問題

3-2-1 一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★ 公営住宅の一時入居

DV被害や、犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方や単身者について、一時的に入居できるよう検討します。

(連絡先) 県営住宅(P80、81)

市町村営住宅 ～ 各市町村住宅担当課

★ 被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先) 県警察本部犯罪被害者支援室(P127)

各警察署の犯罪被害者支援担当係(P135)

3-2-2 転居する必要があるが経済的に苦しい

★ 公営住宅の優先入居

DV被害や犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった、一定の収入以下の方については、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

市町村によっては、優先入居対象としていない場合があります。

(連絡先) 県営住宅(P80、81)

市町村営住宅 ～ 各市町村公営住宅担当課

★ セーフティネット住宅に関する情報提供

犯罪被害者等に対して、希望する地域の公営住宅や民間のセーフティネット住宅^(※)に関する情報提供を実施します。

※ 民間の空き家・空き部屋を犯罪被害者やDV、虐待被害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まないことを条件に、県や山形市に登録することで、居住支援等に活用する住宅

(連絡先) 建築住宅課

セーフティネット住宅提供システム <https://www.safetynet-jutaku.jp>

③ 家族の介護問題

3-3-1 被害に遭ったことで、家族の介護ができなくなった

● 介護保険制度

家族の介護の有無にかかわらず、加齢による病気等で、介護が必要な方は、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理など、保健医療サービス・福祉サービスが受けられます。(65歳以上の方(第1号被保険者)、40～64歳の医療保険に加入されている方(第2号被保険者))

(連絡先) 各市町村の介護保険担当課

④ 経済的な問題

3-4-1 被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るため、一時金を支給します。

(連絡先) 県警察本部犯罪被害者支援室(P85)
各警察署の犯罪被害者支援担当係(P135)

★ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給します。

この制度の対象被害者は、被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で日本国籍を有する方で、日本国外に生活の本拠を有しその地に永住すると認められる方を除きます。

国外犯罪被害弔慰金 亡くなられた方の第一順位遺族の方に支給

国外犯罪被害障害見舞金 障害が残った被害者の方に対し支給

(連絡先) 県警察本部犯罪被害者支援室(P127)

★ 労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等について、労働者やその遺族のために必要な保険給付等を行います。

(連絡先) 労働基準監督署(P134)

★ 災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童又は生徒の災害につき、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

詳細は通学先の学校にお問い合わせください。
(連絡先) 通学先の小学校・中学校等

3-4-2 医療費の負担を軽くしたい

● 医療保険の利用

相手のある交通事故やけんかなどで負ったけが等の治療については、ご加入の医療保険者に「第三者行為による傷病」である旨届出していただくことにより、医療保険（保険証）をお使いいただける場合があります。

※1 届出書類の名称・様式・必要な添付書類は、ご加入の医療保険者により異なります。

※2 届出を提出していただくことにより、医療保険者が負担した保険診療分や各種現金給付の受給分について、医療保険者が加害者や自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）会社に対して損害賠償請求権を代位取得します。

全国健康保険協会山形支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamagata/>

(連絡先)

協会管掌健康保険 ～ 全国健康保険協会各支部(P113)
組合健保 ～ 健康保険組合
国民健康保険 ～ 市町村
各種共済保険 ～ 各共済組合
後期高齢者医療制度～ 市町村、後期高齢者医療広域連合(P114)
かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

● 高額療養費制度

医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先)

事業主（勤務先の庶務担当）
協会管掌健康保険 ～ 全国健康保険協会各支部(P113)
組合健保 ～ 健康保険組合
国民健康保険 ～ 市町村
各種共済保険 ～ 各共済組合
後期高齢者医療制度～ 市町村、後期高齢者医療広域連合(P114)
かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★ **高額療養費の貸付（立替）制度**

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付（立替）を行います。

（連絡先）

事業主（勤務先の庶務担当）

協会管掌健康保険 ～ 全国健康保険協会各支部 (P113)

組合健保 ～ 健康保険組合

国民健康保険 ～ 市町村

各種共済保険 ～ 各共済組合

後期高齢者医療制度～ 市町村、後期高齢者医療広域連合 (P114)

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★ **医療費控除**

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が減税されます。

（連絡先） 各税務署 (P135)

★ **自立支援医療費支給制度**

精神通院医療、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

（連絡先） 各市町村 (P133)

★ **重度心身障がい(児)者医療給付事業**

重度心身障がいのある方(児)が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。(対象要件・所得制限について各市町村にお問い合わせください。)

（連絡先） 各市町村 (P133)

★ **子育て支援医療給付事業**

義務教育就学前の乳幼児及び小学生、中学生等が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受ける制度があります。(対象年齢・所得制限について各市町村にお問い合わせください。)

（連絡先） 各市町村 (P133)

★ **ひとり親家庭等医療給付事業**

ひとり親家庭の児童とその親等や父母のいない児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額（入院時の食事代等を除く）について助成を受けることができます。(対象要件・所得制限について各市町村にお問い合わせください。)

（連絡先） 各市町村 (P133)

3-4-3 生活資金に困っている

★ 山形県犯罪被害者等生活資金貸付制度

犯罪被害者等給付金により返済していただくことを条件に、上限 30 万円として、無利子で貸付けを行います。

(連絡先) 県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室(P87)

★ 生活福祉資金貸付制度

生活や就業時に必要な資金(生活福祉資金)を低利で貸し付けます。離職者支援資金や災害援助資金、一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金があります。修学資金や療養・介護等資金は無利子となります。

(連絡先) 山形県社会福祉協議会(P71)

★ 児童扶養手当

父親や母親の死亡等、父親や母親が実質的に不在の家庭で、18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの児童を看護する母又は父、又は養育する者に対して支給します。

(連絡先) 市にお住まいの方 ~ 市の児童扶養手当担当課
町村にお住まいの方 ~ 最寄りの山形県総合支庁子ども家庭支援課

★ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭及び寡婦に対し、その経済的自立の助成により生活意欲の助長を図り、あわせてその福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行います。

(連絡先) 市にお住まいの方 ~ 市のひとり親福祉担当課
町村にお住まいの方 ~ 最寄りの山形県総合支庁福祉担当課

★ 寡婦控除

夫と死別・離婚した後再婚をしていない方や夫の生死が不明な方で、扶養親族がいるなど一定の場合は、所得税及び住民税の計算上一定の金額が控除されます。

(連絡先) 各税務署(P135) 市町村(P133)

★ ひとり親控除

ひとり親で生計を一緒にする子がいるなど一定の場合は、所得税及び住民税の計算上一定の金額が控除されます。

(連絡先) 各税務署(P135) 市町村(P133)

★ 高等学校等奨学金貸与事業

勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な者を支援するため、奨学金の貸与を行います。

(連絡先) 教育庁高校教育課 経理奨学金担当(P82)

⑤ 福祉全般

3-5-1 どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

● 福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障がい者等いろいろな問題を持っている方々の相談に応じます。

(連絡先) 市町村(P133)

⑥ 報道に関すること

3-6-1 マスコミにどう対応していいのかわからない

● 取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材への対応について弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 山形県弁護士会(P109)

(公社) やまがた被害者支援センター(P100)

法テラス山形(P108)

★ 異議申し立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては「放送倫理・番組向上機構（BPO）」(連絡先：TEL03-5212-7333, FAX03-5212-7330) に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220)に異議申し立てすることができます。

(連絡先) 山形県弁護士会(P109)

⑦ 加害者に関すること

3-7-1 また被害に遭わないかを不安に感じる

★ 警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、犯罪被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先) 警察署(P135)

★ 再被害防止のための警戒、情報提供等

加害者からの再被害を未然に防止するため、必要な助言を行うとともに、状況に応じ身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。

(連絡先) 警察署(P135)

★ 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)

3-7-2 加害者がどうなったのか知りたい

★ 被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報(逮捕、処分等)を捜査に支障がない範囲でお知らせします。

(連絡先) 各警察署の犯罪被害者支援担当係(P135)

海上での事件の場合 ~ 酒田海上保安部(P102)

★ 被害者等通知制度

刑事事件の処理結果、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等をお知らせします。

○ 処理結果、有罪裁判確定後の加害者の処遇状況

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)

○ 保護処分を受けた加害者の処遇状況

審判結果が「少年院送致」の少年事件(連絡先) 山形少年鑑別支所(P110)

審判結果が「保護観察処分」の少年事件(連絡先) 山形保護観察所(P104)

● 確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)、山形県弁護士会(P109)

★ 不起訴記録の閲覧

不起訴記録は原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる、殺人、傷害、危険運転致死傷など故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件、強制性交等・強制わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷などの事件の被害者やご遺族等の方々については、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)、山形県弁護士会(P109)

★ 公判記録閲覧・コピー

被害者やご遺族等の方々から申出がある場合で、正当でない理由による場合、相当と認められない場合を除き、刑事事件が裁判所で審理されている間に、その公判記録を閲覧・コピーすることができます。

また、その事件と同種の犯罪行為による被害に遭われた方やそのご遺族等の方々も、公判中の記録を閲覧・コピーできる場合があります。

(連絡先) 山形地方裁判所、山形簡易裁判所(P136)

★ 少年事件の記録の閲覧・コピー

被害者やご遺族の方々から申出がある場合で、正当でない理由による場合、相当と認められない場合を除き、少年事件の記録（ただし、少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除かれます。）のうち、審判を開始する決定があった事件記録を閲覧・コピーすることができる場合があります。

（連絡先） 山形家庭裁判所(P136)、山形県弁護士会(P109)

★ 少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

○ 少年審判傍聴制度

一定の重大事件については、少年審判の傍聴が認められることがあります。

（連絡先） 山形家庭裁判所(P136)

法テラス山形(P108)

山形県弁護士会(P109)

（公社）やまがた被害者支援センター(P100)

○ 審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができる場合があります。

（連絡先） 山形家庭裁判所(P136)

○ 審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受けることができる場合があります。

（連絡先） 山形家庭裁判所(P136)

3-7-3 刑事手続等に参加したい

★ 意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情その他の事件に関する意見を述べる場合がある場合があります。

（連絡先） 山形地方検察庁(P103)

少年審判についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情その他の事件に関する意見を述べる場合がある場合があります。

（連絡先） 山形家庭裁判所(P136)、法テラス山形(P108)、

山形県弁護士会(P109)

★ 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

参照 10 ページ

（連絡先） 山形地方検察庁(P103)、法テラス山形(P108)、

山形県弁護士会(P109)

3-7-4 刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★ 日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに事務委託している犯罪被害者法律援助制度で、経済的に余裕のない犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴、告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先) 法テラス山形(P108)、山形県弁護士会(P109)

3-7-5 損害賠償請求等をしたい

● 法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先) 法テラス山形(P108)、山形県弁護士会(P109)、
各市町村の無料法律相談

★ 民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立についても対象となります。

(連絡先) 法テラス山形(P108)、山形県弁護士会(P109)

★ 損害賠償命令制度

参照 11 ページ

(連絡先) 山形地方裁判所(P136)、法テラス山形(P108)、山形県弁護士会(P109)

★ 被害回復給付金支給制度

詐欺、出資法違反といった財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産は、その犯罪が組織的に行われた場合等には、刑事裁判により犯人からはく奪(没収・追徴)し、金銭化して、当該事件の被害者等に被害回復給付金として支給することができます。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)